

# 総合支援資金のご案内

## 総合支援資金は再就職に向けて「世帯」の生活再建を支援する制度です

「総合支援資金」は、失業等により日常生活全般に困難を抱えた「世帯」の生活の立て直しのために、継続的な相談支援と貸付を行う制度です。

再就職後に借金の返済という負担を伴う制度のため、利用にあたっては、世帯全体の生活状況を正しくお聞かせいただくことが必要です。

※貸付には審査があり、申込みから資金交付まで約1か月かかります

お住まいの地域の社会福祉協議会（名古屋市内にお住まいの方は区社会福祉協議会）にまずはお電話でご相談ください

※このご案内は愛知県内在住の方についてまとめたものです。他の都道府県に居住の方は、お住まいの市区町村の社会福祉協議会にご相談ください。

### ● 愛知県 市区町村社会福祉協議会一覧

社協名	電話番号	社協名	電話番号	社協名	電話番号
千種区社会福祉協議会	052-763-1531	津島市社会福祉協議会	0567-25-8411	愛西市社会福祉協議会	0567-37-3313
東区社会福祉協議会	052-932-8204	碧南市社会福祉協議会	0566-46-3701	清須市社会福祉協議会	052-401-0031
北区社会福祉協議会	052-915-7435	刈谷市社会福祉協議会	0566-23-1600	北名古屋市社会福祉協議会	0568-25-8500
西区社会福祉協議会	052-532-9076	豊田市社会福祉協議会	0565-34-1132	弥富市社会福祉協議会	0567-65-8105
中村区社会福祉協議会	052-486-2131	安城市社会福祉協議会	0566-77-0284	みよし市社会福祉協議会	0561-34-1588
中区社会福祉協議会	052-331-9951	西尾市社会福祉協議会	0563-56-5900	あま市社会福祉協議会	052-443-4291
昭和区社会福祉協議会	052-884-5511	蒲郡市社会福祉協議会	0533-69-3911	長久手市社会福祉協議会	0561-62-4700
瑞穂区社会福祉協議会	052-841-4063	犬山市社会福祉協議会	0568-62-2508	東郷町社会福祉協議会	0561-37-5411
熱田区社会福祉協議会	052-671-2875	常滑市社会福祉協議会	0569-43-0660	豊山町社会福祉協議会	0568-29-0002
中川区社会福祉協議会	052-352-8257	江南市社会福祉協議会	0587-53-8851	大口町社会福祉協議会	0587-94-0060
港区社会福祉協議会	052-651-0305	小牧市社会福祉協議会	0568-77-0123	扶桑町社会福祉協議会	0587-93-4300
南区社会福祉協議会	052-823-2035	稲沢市社会福祉協議会	0587-23-6713	大治町社会福祉協議会	052-442-0990
守山区社会福祉協議会	052-758-2011	新城市社会福祉協議会	0536-24-9811	蟹江町社会福祉協議会	0567-96-2940
緑区社会福祉協議会	052-891-7638	東海市社会福祉協議会	052-689-1605	飛島村社会福祉協議会	0567-52-4334
名東区社会福祉協議会	052-726-8664	大府市社会福祉協議会	0562-48-1805	阿久比町社会福祉協議会	0569-48-1111
天白区社会福祉協議会	052-809-5550	知多市社会福祉協議会	0562-39-3060	東浦町社会福祉協議会	0562-84-3741
名古屋市社会福祉協議会	052-911-3193	知立市社会福祉協議会	0566-82-8833	南知多町社会福祉協議会	0569-65-2687
豊橋市社会福祉協議会	0532-52-1111	尾張旭市社会福祉協議会	0561-54-4540	美浜町社会福祉協議会	0569-83-2066
岡崎市社会福祉協議会	0564-23-8938	高浜市社会福祉協議会	0566-54-5563	武豊町社会福祉協議会	0569-73-3104
一宮市社会福祉協議会	0586-85-7024	岩倉市社会福祉協議会	0587-37-3135	幸田町社会福祉協議会	0564-62-7171
瀬戸市社会福祉協議会	0561-84-2011	豊明市社会福祉協議会	0562-93-5051	設楽町社会福祉協議会	0536-62-1848
半田市社会福祉協議会	0569-23-7361	日進市社会福祉協議会	0561-73-4885	東栄町社会福祉協議会	0536-76-1740
春日井市社会福祉協議会	0568-86-9228	田原市社会福祉協議会	0531-23-0610	豊根村社会福祉協議会	0536-85-1562
豊川市社会福祉協議会	0533-83-5211				

# 1

## 総合支援資金とは どのような制度？

### ① 個人ではなく「世帯の自立」を支援する制度です

- 本制度は、失業者等の個人を支援する制度ではなく、「世帯」の生活再建を支援する制度です。そのため、世帯員の収入で生活できない場合に対象となります。
  - 「世帯」に必要な家計費を積み上げ、必要な金額を貸付します。そのため、借入申込者以外の世帯員の就労・就学・疾病・収入や負債等の世帯状況を詳しくお聞きし、必要に応じて確認いたします。
  - 本制度を利用することについて、世帯員の皆様にご了解いただく必要があります。
  - 貸付の相談から返済を完了するまでの間、社会福祉協議会が継続的な相談支援をいたします。
- ※資金貸付の「契約」は、借受人個人と締結することになります。

### ② 「貸付が支援になる」ことが重要です

- 本制度は「貸付事業」であることから、貸付することにより就職活動中の生活費をまかなうことができる一方で、「借金を負う」という世帯にとっての大きな負担が伴います。
- 必要かつ適切な支援をしていくためには、世帯の生活状況やお困りの実情、今後の生活の希望を正確にお話いただくことが大切です。
- 失業等による求職活動中の世帯が対象です。ご自身の就労収入で生活されていた頃のことや、失業等されてからの生活状況をお聞かせいただくこととなります。
- 住居確保給付金や手当等の利用や滞納家賃の分割払い等、貸付制度以外の解決方法がある場合は、それを優先していただきます。
- 世帯の状況が客観的にわかる資料等をご用意いただき、貸付についての「審査」を行います。審査の結果により貸付できない場合もあります。不承認となった場合、その理由は開示いたしません。
- 世帯に負債（債務）がある場合は、ご事情をお伺いした上で、当初の借入総額や現在の残額、月々の返済状況について、書類や通帳等により確認させていただきます。

※金融機関やカード会社からの借入（リボ払いを含む）、自治体や公的機関からの借入、光熱水費や税金、健康保険料の滞納、友人・知人・親族からの借入等を負債（債務）と考えます。

### ③ 生活困窮者自立支援制度と連携して支援を行います

- 総合支援資金の借入を希望される方は、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が原則として要件となり、継続的な支援を受けていただきます。
- 生活困窮者自立支援制度では、経済的にお困りの方に対し、一人ひとりの抱える課題を解決し、生活の安定と自立を目指すための相談や就労支援が行われます。お住まいの地域の自立相談支援機関が窓口になります。

※自立相談支援機関の名称や実施機関は市区町村によって異なります。

# 2

## 資金の貸付対象となる世帯

### 本制度における「世帯」についての考え方

- 本制度においては、生計を同一にしている家族を一つの「世帯」と考えます。そのため、住民票が別世帯となっても住所が同一である場合は、同じ世帯と考えます。
- ※電気、ガス、水道のメーターが別である二世帯住宅で生活している場合を除きます。
- なお、住民票の現住所と実際生活している居住地が一致していることを原則とします。特別な事情があっても一致していない場合はご相談ください。
- 「ルームシェア」をしている場合は、家賃や生活費を折半しているため、自立しているとは言えず、同居している方の生活状況の変化が相談者の生活状況の変化につながります。そのため、相談者単独での支援だけでは自立に結びつかないため、「ルームシェア」をしている場合は貸付の対象外となります。

※ただし、各世帯が独立した生計となっていることが確認できる「シェアハウス」を除きます。



## このような世帯が対象です

- 失業等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の建て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計相談支援等)と生活費及び一時的な資金を必要としていること
- 貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であること
- 以下の全てにあてはまること
  - 低所得世帯であって収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること
  - 借入申込者の本人確認が可能であること
  - 現に住居を有していること、又は住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
  - 実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、返済(償還)を見込めること
  - 失業等給付、年金等の他の公的給付または公的な貸付を現に受けることができず、生活費を賄うことができないこと
- 原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関からの貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
  - 低所得世帯の収入基準(平均月額) 2021年度

生活扶助基準額 × 1.7倍 + 住宅扶助基準額 (単位:円)					
居住地	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人以上1人を増すごとに加算する額
名古屋市	183,000	267,000	325,000	387,000	80,000
豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、刈谷市、豊田市、安城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市	172,000	250,000	303,000	360,000	74,000
上記に掲げた以外の市町村	165,000	239,000	290,000	344,000	71,000

※生活扶助基準、住宅扶助基準の見直しに伴い、収入基準は変動することがあります。



## 「貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯」の要件

- 借入申込者自らの就労収入によって2年程度就労を継続し生計維持していた世帯で、失業してから2年以内であること
- 住居確保給付金の支給要件を満たす場合、住居確保給付金を利用すること
- 借入申込者が常用就職が可能であり、就職活動を中心とした生活を送ることができること
  - ※職業訓練を受講する場合は貸付できません
- 借入申込者が申請時に65歳未満であること(最終償還期限到来時の年齢は70歳以下)
  - 借入申込者が60歳以上の方の場合、次のいずれの条件にも該当すること
    - ① 最近まで(1年以内)就労していたこと
    - ② 就労能力及び常用就職の意欲があること
- 借入申込者が自営業または会社等経営者の場合は本人が当該事業の経営を継続していないこと
- 世帯に多額の負債がある場合は弁護士等の専門家に相談・アドバイスをもらい、更なる貸付の可否を検討する場合があります。債務整理の相談中で任意整理となるか自己破産となるか未確定の状態の場合、貸付はできません。

### 下記の世帯はご利用いただけません

- 生活保護世帯
- 生活状況が確認できない世帯
- 今後、自営業を始める世帯
- 債務整理の予定がある方及び債務整理手続き中の方がいる世帯
- 離職者支援資金又は総合支援資金を12ヶ月借入れ、完済していない世帯
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯



## 3

# 資金を借りる方

### ① 「借受人」となる方

- 「世帯への貸付」という考え方の制度ですが、資金貸付の「契約」は、個人と締結することになります。愛知県社会福祉協議会と資金貸付の契約をする方を「借受人」といいます。
- 生活再建のために支援を受け、就職活動等の取り組みを行う生計中心者が「借受人」となります。  
※「生計中心者」とは、世帯の中で一番収入が多く、中心となって生計を支えている方のことです。
- ただし、世帯員の年齢や就労状況等を踏まえ、世帯の状況によっては、どなたを「借受人」とすることが適切か、ご相談させていただきます。

### ② 「借受人」となる方の条件

- 愛知県内にお住まいであり、住民票の住所と現住所が一致していること  
※愛知県外にお住まいの方は、お住まいの地域の社会福祉協議会にご相談ください。
- 社会福祉協議会が債権者である貸付制度の連帯保証人及びその世帯員ではないこと  
(不動産担保型生活資金貸付事業を除く)

**外国人の場合** ①②の両方を満たしている必要があります。

- ①下記のいずれかであること
  - 在留管理制度の対象となる「中長期在留者」のうち、在留資格が以下のいずれかであること  
(永住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等、定住者、定住者の配偶者等)
  - 入管特例法に定められている「特別永住者」
- ②現住所に6ヶ月以上居住し、将来も日本国内に永住する見込みがあること

### 連帯保証人の要件

- 65歳未満であり、市町村民税が課税されている別世帯の方  
※現在、社会福祉協議会が債権者である貸付制度で資金を借り入れている方(連帯保証人を含む)は、連帯保証人になることはできません。

## 4

# 貸付内容及び条件等

### ① 貸付利子 連帯保証人を立てられる場合は無利子

連帯保証人を立てられない場合は年1.5%

※返済期限を過ぎてても返済が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

### ② 据置期間 6ヶ月以内

### ③ 返済期間 10年以内 ※最終償還年齢70歳まで

※虚偽の申請や不正な手段により資金を借りた場合、または貸付金を利用目的以外に使用した場合は、貸付金を即時に一括返済していただきます。

### ④ 返済方法 原則として口座引落とし、または払込票による月賦返済

### ⑤ 連帯保証人 原則として必要。立てられない場合は有利子での貸付可

### ⑥ 個人情報保護の考え方

- 社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付事業のご利用に際して得た個人情報を、「個人情報の保護に関する法律」に基づいた個人情報保護規程にのっとり、利用目的の範囲に限り利用します。
- 事業の目的を達成するために必要な範囲においては、関係機関に対して個人情報を提供・共有することもありますので、十分にご理解のうえ当制度をご利用ください。

資金の種類ごとに貸付条件・基準があります。



## 生活支援費

生活再建までに必要な生活費

① 貸付上限額 [複数世帯] 月額20万円以内の必要額  
[単身世帯] 月額15万円以内の必要額

② 貸付期間 原則3ヶ月以内 最長12ヶ月

③ 貸付方法 分割交付 1ヶ月ごとの分割交付

○生計の維持ができていた頃の収入状況、世帯に必要な家計費、現在の収入等を考慮し、貸付額を計算します。

○再就職後に返済することを考え、家計の見直しも併せて行います。

○負債の返済費用は貸付の対象外となります。



## 住宅入居費

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

① 貸付上限額 40万円(見積額どおり)

② 貸付方法 住居確保給付金の支給申請を受けて、不動産業者等に直接一括交付

③ 貸付対象

敷金・礼金等

入居に際して当初の支払を要する賃料、共益費、管理費

不動産仲介手数料

火災保険料

入居保証料

その他入居に必要な経費

運送費



## 一時生活再建費

生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用

① 貸付上限額 60万円以内の必要額

② 貸付方法 一括交付

③ 貸付対象

失業等による場合に、新たに就業するために必要な支度費、技能習得費等

現在居住している住宅の家賃が高い等生活を立て直すために転居が必要な場合に、転居費用、家具什器費等

住居確保給付金を併せて申請している場合に、家具什器費等

公共料金等を滞納している場合であって、滞納している料金を支払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合(住居の退去を求められる、電気、ガス、水道が止められる等)に、滞納分の支払いに必要な経費

過大な債務を負っている場合に、当該債務を整理するために必要な経費(なお、債務整理のための借り換え資金は除く。また、債務整理のための弁護士等費用については、法テラスによる支援を受けられる場合には、法テラスの支援が優先する。)

## 5

## 申請書類

## ① 必要な書類等

- 申請内容や世帯の状況によって、下記以外の追加書類の提出を依頼する場合があります。
- 生活福祉資金貸付事業は個人番号(マイナンバー)利用事務ではありませんので、ご提出いただく必要書類に個人番号を記載されないようご注意ください。
- 申込み書類はいかなる場合にもお返しすることができません。

## 必要な書類

- 1 借入申込書
- 2 住民票の写し(続柄入りで世帯全員分、発行後3ヶ月以内のもの)
- 3 顔写真つきの本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)または健康保険証
- 4 世帯収入を確認するための書類(源泉徴収票・所得証明書等)
- 5 家計の収支状況が明らかになる書類
- 6 他の公的貸付・給付等の公的支援を受けている場合の確認書類
- 7 連帯保証人の身元確認、保証能力が分かる書類
- 8 資金種類ごとに必要な書類

※借受人が外国人の場合は、本名でご署名いただきます。(通称名は不可)

## ② 状況により必要な書類

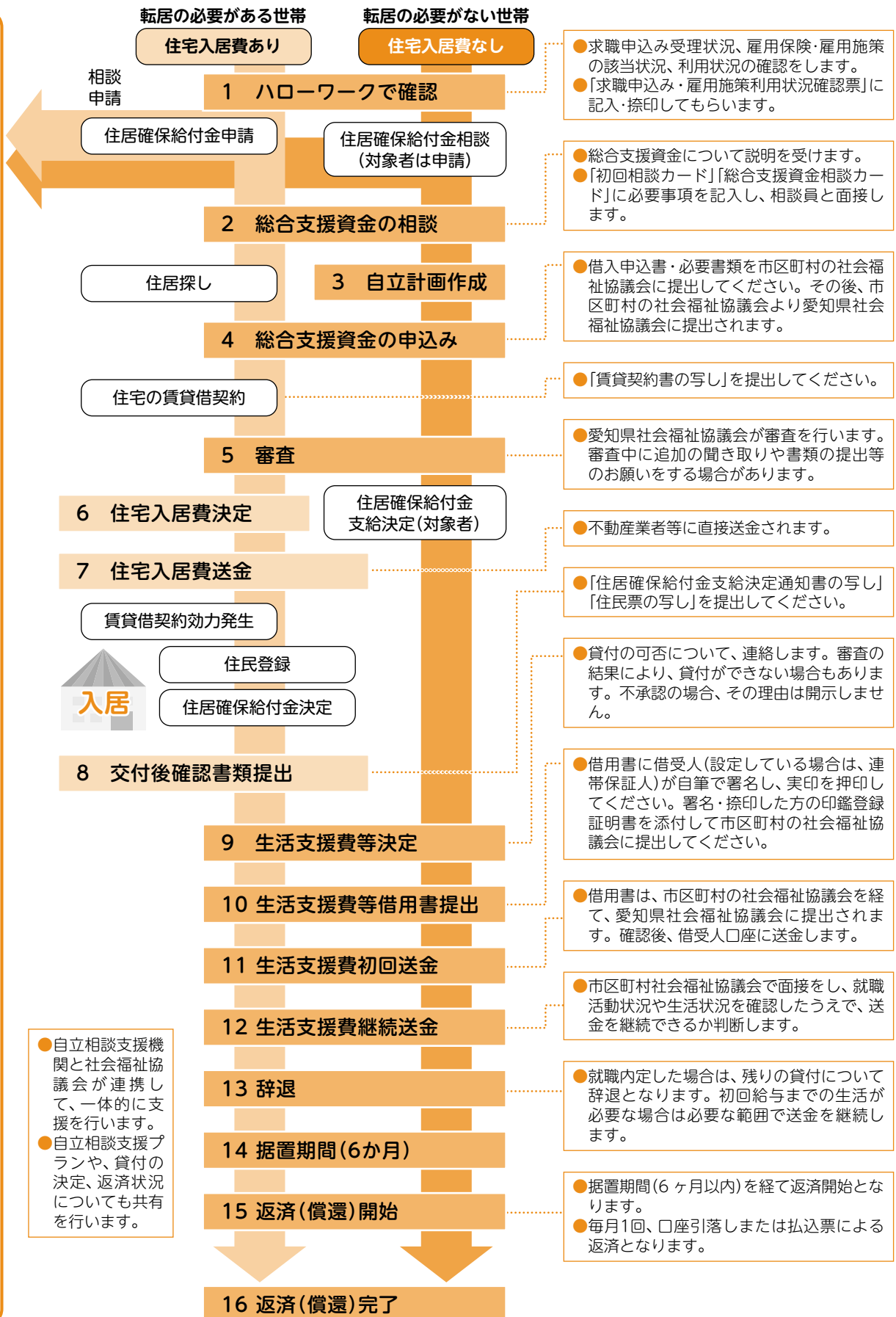
状 況	書 類
借受人、連帯保証人が外国人の場合	在留カード 又は 特別永住者証明書
世帯員に負債や滞納がある場合	負債の総額、残額、返済状況等が分かる書類

# 6

## 相談・貸付～返済(償還)までの流れ

相談開始から資金交付まで最短でも1ヶ月程度かかります。

自立相談支援機関



## 7

## 支援の仕組み

各関係機関と連携し、世帯の生活再建に向けて支援をします。

1

課題を  
明らかにする

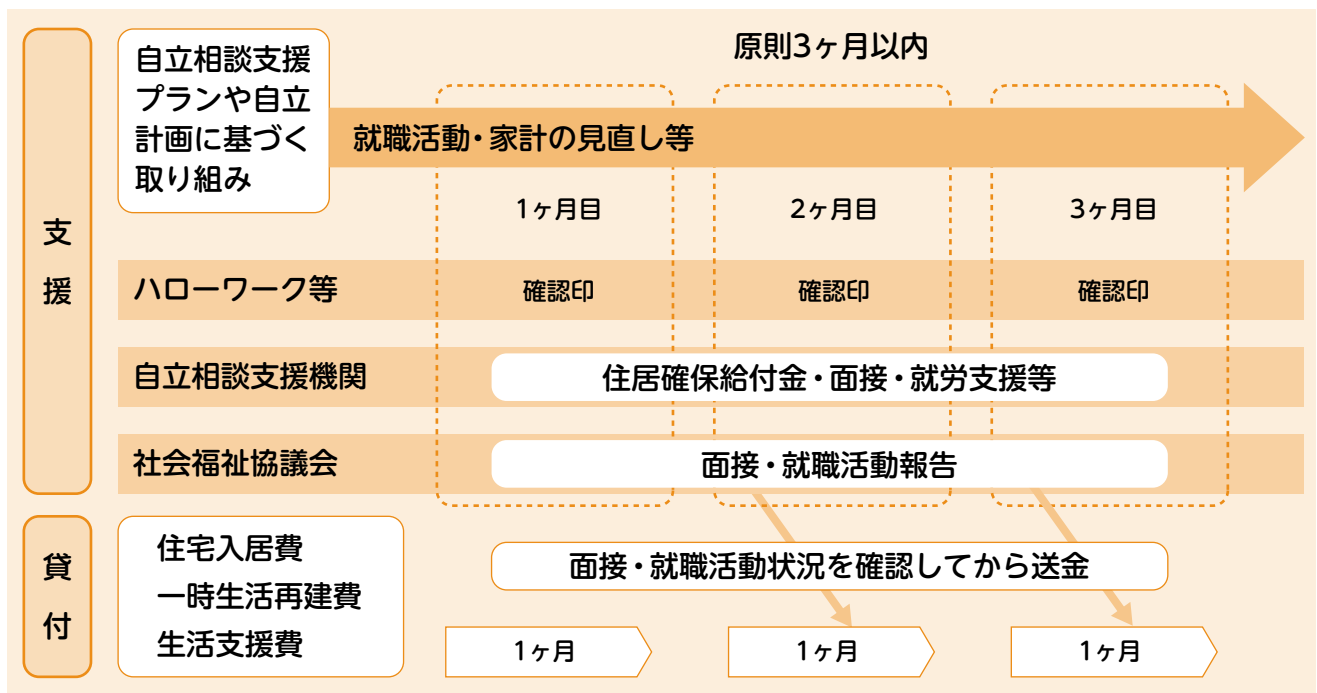
2

必要な支援を  
考える

3

自立相談支援プランや自立計画を作成

- 自立相談支援機関において「支援プラン」が作成されます
- ハローワーク等では就職活動の予定を立て、「職業相談確認票」が作成されます



## 相談から返済完了までの相談窓口

この資金についてのご相談を受け、返済完了まで相談支援させていただく窓口は、お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会です。

相談窓口